

競争入札参加心得

(総則)

第1条 北海道国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）が行う競争入札への参加に当たっては、別に定めるもののほかこの心得を承知してください。

(入札保証金)

第2条 入札参加者（入札保証金の納付を免除されている者を除く。）は、執行前に入札金額（単価による入札に当たっては、入札金額に予定数量を乗じて得た額）の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければなりません。ただし、入札保証金の納付を必要としないと認めるときは、納付を免除します。

2 入札保証金は、入札終了後又は入札の中止若しくは取消しの後直ちに返還します。ただし、落札者の入札保証金は、契約締結後直ちに返還します。

3 落札を取り消された者の入札保証金は、連合会に帰属します。

4 落札者は、契約締結の際に、入札保証金を契約保証金に充当することができます。

(入札)

第3条 入札参加者は、入札書を作成し、封書の上、自己の氏名を表記して提出しなければなりません。

2 郵便等による入札参加は認めません。

(公正な入札の確保)

第4条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為は行ってはいけません。

2 入札参加者は、入札に当たって、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければいけません。

3 入札参加者は、落札の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはいけません。

(代理)

第5条 入札参加者は、代理人をして入札に参加させようとするときは、当該入札の執行前に、その旨を証する書面（委任状）を入札執行者に提出しなければなりません。

この場合において、入札書には入札参加者（委任者）と代理人の氏名を併記し、代理人が押印して入札するものとします。

2 入札参加者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできません。

3 入札参加者は、競争入札の参加を排除されている者又は競争入札の参加資格を停止されている者を入札代理人とすることはできません。

(入札書の書替等の禁止)

第6条 入札参加者又はその代理人は、その提出した入札書を書替え、引き替え、又は撤回することはできません。

(無効入札)

第7条 次の各号に該当する入札は、無効とします。

- (1) 所定の入札保証金を納付しなかった者の入札
- (2) 入札書に記名又は押印がなされていない入札
- (3) 入札書の入札金額を加除訂正した入札
- (4) 2以上の入札書を提出した者の入札
- (5) 入札書の内容が確認できない入札
- (6) 入札に関し不正の行為をした者の入札
- (7) その他に定める入札に関する条件に違反した入札

(開札)

第8条 開札は、公告した場所において、入札の終了後直ちに入札参加者又はその代理人の前で行います。

(再度入札)

第9条 開札の結果落札に至らない場合は、直ちに出席者（初度の入札参加者）で再度入札を実施します。

入札は3回までとし、3回の入札で予定価格に達しない場合は、3回目の入札で最低の価格を提示した業者と協議の上契約を行う。

(落札者の決定)

第10条 最低価格落札方式においては、有効な入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申し込みをした者を落札者とします。

2 最低価格落札方式においては、落札者となるべき価格で入札した者が2人以上いる場合は、くじ引きにより落札者を決定します。

3 総合評価落札方式においては、価格その他の条件が、連合会にとって最も有利なものをもって申し込みをした者を落札者とします。

(最低価格の入札者を落札者とししない場合)

第 11 条 開札の結果、次の各号に該当する場合は、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申し込みをした者を落札者とししない場合があります。

- (1) 当該申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適応した履行がされない恐れがあると認められるとき。
- (2) その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて著しく不相当と認められるとき。

2 前項の規定に該当する申し込みを行った者は、連合会の行う調査に協力しなければなりません。

3 第 1 項の規定に基づき、最低の価格をもって申し込みをした者を落札者とししない場合は、予定価格の制限の範囲内で申し込みをした他の者のうち、最低の価格で申し込みをした者を落札者とします。

(契約保証金)

第 12 条 契約を締結しようとする者(契約保証金の納付を免除されている者を除く。)は契約金額の 100 分の 10 に相当する額以上の契約保証金又は有価証券を納付しなければなりません。

2 前項の規定により納付した保証金は、別段の定めがあるほか契約の履行又は満了後にこれを返還するものとします。

3 連合会と契約した者がその義務を履行しないときは、当該契約に基づいて、当該保証金は連合会に帰属するものとして処分します。

(入札の取りやめ等)

第 13 条 入札に関して談合情報があつたとき、又は入札を公正に執行することができないなど特別の事情があると認めるときは、入札の執行の延期、事情聴取及び積算の内訳書の徴収を行うこと又は入札の執行を取りやめることがあります。

2 契約締結後に入札談合等の事実があつたと認められたときは、契約を解除することがあります。

(入札の辞退)

第 14 条 入札参加者として指名された者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができます。

2 入札参加者として指名された者は、入札を辞退するときは、その旨を次の各号に掲げるところにより申し出てください。

- (1) 入札執行前には、その旨を文書により理事長に連絡すること。
- (2) 入札執行中には、その旨を口頭により執行する者に連絡すること。

3 前項により入札を辞退した者に対し、これを理由に以後の指名等において不利益な取扱いを行うことはありません。

(不正行為に伴う損害賠償金等)

第 15 条 入札に関して談合等の不正行為があった場合は、契約で定めるところにより、賠償金を徴収し、又は契約を解除することがあります。